

2019

12|5

第2号

1・2面	国際福祉機器展H.C.R.2019 ふくせんシンポジウム
3面	自治体と講演会を共催「介護保険制度における福祉用具・住宅改修について」
4・5面	知識PLUS「知っておきたい！軽減税率」
6・7面	住宅改修事例「たった3ミリの段差が屋内を移動する際の大きな障壁に」
8面	ふくせん活動のお知らせ(ブロック長会議)

H.C.R. 2019
ふくせんシンポジウム(9/25 in 東京)

新時代の福祉用具専門 相談員が進むべき方向

去る9月25日(水)〜27日(金)は、東京ビッグサイトにおいて第46回国際福祉機器展が開催された。本会は初日の25日、「新時代の福祉用具専門相談員が進むべき方向」と題したシンポジウムを行った。スピーカー6名を招き、令和元年にスタートした「全国福祉用具専門相談員研究大会」第1回の振り返りと、来年6月の第2回研究大会への提言を中心に、福祉用具専門相談員として目指すべき姿を考察した。



岩元 文雄 氏
(いづもと ふみお)
本会理事長

本会は、平成19年の設立以来、福祉用具専門相談員の職業倫理の確立と地位の向上を通して、より適切・適正な福祉用具サービスの提供を追求してきた。開会に当たって、岩元理事長は、改元という大きな変化を迎えた今年、本会が直面している変化として次の3点を挙げた。

① 福祉用具専門相談員更新研修開始
より専門的知識をもち、より経験

を積んだ福祉用具専門相談員を輩出する取り組みが始まっている。

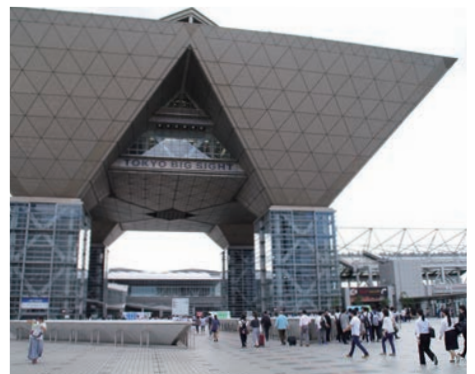
② FJC会員の受け入れ

福祉用具専門相談員の現場は福祉環境整備と一体不可分のもの。福祉用具専門相談員と福祉住環境コーディネーターが共に職能を高めあう仕組みができた。

③ 福祉用具専門相談員研究大会開催

6月には、第1回福祉用具専門相談員研究大会を開催。発表するだけでなく、参加し情報を共有することで業界全体がレベルアップする。シンポジウムのコーディネーターは岩元理事長が務めた。

「本日は、我々福祉用具専門相談員が今後進むべき方向についてとも



国際福祉機器展H.C.R.2019の会期は9月25日から3日間。好天に恵まれ、延べ来場者数は105,675人(主催者発表)。本会はブースを出展し(写真左)、資料の掲示・配布や冊子の販売、賛助会員の協力を得たスタンプラリーなど、広報活動に努めた。

に考え、実りあるものになりたいと思います」(岩元理事長)。

■ 第1回福祉用具専門相談員研究大会を終えて

実感した福祉用具専門相談員の力

第1回研究大会の実行委員長を務めた東島弘子氏は、大会テーマ「伝えよう福祉用具のちからを」に沿った研究発表の中で、改めて福祉用具専門相談員という、人の力を感じた

という。「福祉用具を活かすのに不可欠なのが福祉用具専門相談員の力。その発表・研鑽の場となる研究大会を、自分たちでゼロから作り上げたことは、誇るべきことです。『地域包括ケアシステムにおける福祉用具の役割』というサブテーマにぴったりの発表もいくつかありました。次年度へもつながるものであったと思います」(東畠氏)。



東畠 弘子氏
(ひがしはた ひろこ)
国際医療福祉大学大学院
福祉支援工学分野教授

今回は是非ポスター前で熱い議論を

ポスター発表では、発表件数が当初予定を上回り、掲示前のスペースが十分でなかったことから、ポスター掲示と口述発表の形となった。これが残念だったとしたのは、金沢善智氏。「ポスターが掲示してある前で、座長が指摘し発表者が答える本来の形で、近い距離での熱い議論を交わしたかったですね。ポスターの作り方や発表内容は予想以上にハイレベルなものでした」(金沢氏)。

「掲示してあるポスターを見ながら質問し、説明を聞ける発表形式は非常に勉強になるのでそこは残念」



金沢 善智氏
(かなざわ よしのり)
株式会社パリオ
代表取締役社長

と同意見だったのは小林教氏。言語化、そして伝えるための技術向上を

小林氏によるとポスター発表の発表者には、ポスター製作の努力もさることながら、言葉にして聞かせること、伝えることを考えて臨まなければならぬため、非常に勇気がいるのだとか。「口述発表もですが、『教育』の観点でも研究発表には大きな意味があります。皆さんが後輩に伝えていくには、やはり言葉に出していかなければ。伝えるための技術向上にまで発展できればと思います」(小林氏)。



小林 毅氏
(こばやし たけし)
学校法人敬心学園大学開設準備室
元厚生労働省
福祉用具・住宅改修指導官

「皆さんへのメッセージは、アセメントと伝えることの重要性」というのは東祐二氏である。「研究大

会で発表するのが言語化の第一歩。次の一歩は、それがより伝わるように技術を磨くこと」(東氏)。第1回の発表者を評価しながらも、「簡単ではないが、10年続ければその道のプロになれる。是非続けていってほしい」(同氏)。



東 祐二氏
(ひがし ゆうじ)
国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害工学研究部部長
元厚生労働省
福祉用具・住宅改修指導官

研究や教育を意識

「これまで現場(＝臨床)での成功体験が中心となり、研究や教育へつなげる意識が薄かった」というのは岩元理事長。現場での成功体験を研究や教育へつなげるという意識が重要で、「研究や評価の手法を学ぶという観点からも多職種連携に積極的に取り組んでいき、全体のレベルアップを図っていききたい」(岩元氏)。

■第2回研究大会への提言

伝える技術の向上は業務スキルにも

本会の各県ブロックでは様々な研修を行っているが、研修のメニューとしてプレゼンの仕方を加えてはどうかとは東畠氏の提案だ。「伝えるための書き方、見せ方、話し方は、

研究発表の場だけでなく、日常業務のスキルアップに役立ちます。福祉用具サービスマン計画書の作成やサービスマン担当者会議、地域ケア会議などで、ご利用者や多職種に対して、自分たちがどんな根拠に基づいて提案しているのかを伝える力は必要不可欠なもの。研究のための研究ではなく、確実に現場にフィードバックできるものとして取り組んでいってほしい」(東畠氏)。

評価・効果を「見せる」チャレンジ

「様々な事例紹介も興味深いですが、福祉用具の効果を客観的な数値で示すこと、できれば統計を取り入れるところまで挑戦してほしい」というのは金沢氏だ。例えばバーセルインデックスなどで効果を数値化することは、「福祉用具の効果」を数値でアピールする好機にもなる。

第1回研究大会でポスター発表を行った水越良行氏も数値化に興味を持ったという。「多様なテーマの中でも、今回、先生方からご指摘のあった、定量的な観察をして、数値



水越 良行氏
(みずこし よしゆき)
株式会社ヤマシタ
第1回研究大会発表者

化し発表するということを意識していくとよいのでは」（水越氏）。

福祉用具活用の根拠を示すために

水越氏は、第2回に向け、多職種と連携し、研究を始めている。「研究をきっかけにブラッシュアップに取り組むことが、ひいては業界全体のスキルアップにつながっていくと思う」（水越氏）。

第2回のサブテーマは「根拠に基づいた福祉用具の活用」。水越氏は、根拠の重要性や、そのためのアセスメントの重要性は周知のこととしながらも、「仕事の中で、ご利用者のことを知ることがきちんできてきているかと言えば、正直足りないと感じています。少し大きな話になりますが、根拠を示すための材料として、福祉用具独自の豊かさを測る指標が作ればよいと考えられています。一緒に取り組みましょう」（水越氏）。

岩元理事長も「非常に力強い決意表明をいただいた」と賛同した。

課題は根拠の示し方

福祉用具専門相談員の名称に「専門」と付いていることの意味を受け止め、専門性を追求するために、もつともがくべきだとするのは、渡邊慎一氏だ。「制度改正の度に『根拠は?』と問われるし、大変重要なこと。しかし、根拠は間違いないくあ



渡邊 慎一氏
(わたなべしんいち)
神奈川県作業療法士会
顧問

るので、安心して取り組んでほしい。福祉用具を使って状態が悪くなることは減多にないのだから。あとはそれをいかに示すかということだけ」（渡邊氏）。

第1回の結果を活かして成長を

岩元理事長は、第1回の研究大会を終えて、浮き彫りになってきた課題や問題点もあるとした。「ご指摘いただいたようにデータを軽視してきたというのも事実だと思います。それぞれで受け止め、見つめ直して、福祉用具専門相談員としての職能を高めるため、次の研究大会につながっていきましょう」（岩元氏）。

■FJCC会員を迎えた「ふくせん」の今後

令和元年度よりFJCC会員を迎えたことを、本会はどのように活かすべきか、意見をうかがった。

・FJCCは、福祉住環境の分野での知識をどの程度得たかをはかる検定。FJCCの知識で福祉用具専門相談員の力を底上げしていつてほ

しい（金沢氏）。

・FJCCと福祉用具専門相談員がお互いの専門性を理解し、切磋琢磨していくことに大きな意味がある（小林氏）。

・FJCCとの合流の利点は、トータルケアという面に表れる。福祉用具以外の環境を見る目を養うこと

でケアプランに関わるような提案をしていきたい（水越氏）。

・FJCC会員を迎えたことで、福祉用具のみならず、住環境整備を担う職能としての今後の大きな可能性を感じている（岩元氏）。

自治体と講演会を共催（11/14 in 東京・世田谷） 「介護保険制度における福祉用具・住宅改修について」

去る11月14日、本会は、世田谷区高齢福祉部介護保険課と共催で、講演会を行った。登壇したのは、厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐の畑憲一郎氏と本会の山本一志事務局長である。

畑氏は、福祉用具と住宅改修それ



畑 憲一郎氏
(はた けんいちろう)
厚生労働省老健局
高齢者支援課課長補佐

ぞれの現状、これまで挙げられてきた問題点とその取り組み、今後の課題等について、統計データを交えて詳しく説明した。

山本事務局長は、「福祉用具サービスク画書の再確認」と題して、選定提案（ポイントは①複数商品の提示と②全国平均貸与価格等）を中心に説明した。

世田谷区では、介護保険給付適正化事業として訪問調査を行っており、本会会員が調査員として同行している。



軽減税率対象となる飲食料品の範囲
(国税庁Q&Aに基づき作成)

軽減税率対象	
<ul style="list-style-type: none"> ●米穀や野菜、果実などの農産物 ●食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物 ●魚類や貝類、海藻類などの水産物 ●めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造または加工された食品 ●食品添加物(食品衛生法に規定するもの) ●飲食料品の包装・箱、飲食料品に付帯された割り箸、ストロー、お手拭など ●おまけ付きのお菓子など、飲食料品と玩具等が一体として販売されるもの* ●飲食用の水 ●食用の重曹 	など
標準税率対象	
<ul style="list-style-type: none"> ●果物等の苗木、種子(食品として販売される種子を除く) ●家畜(肉牛、食用豚、鶏など) ●観賞用の魚(熱帯魚、金魚など) ●外食 ●酒類 ●贈答用の包装など、別途対価を求めるもの ●医薬品、医薬部外品等 ●水道水 ●ペットフード、家畜の飼料等 ●保冷用の氷(ドライアイスなど) ●清掃用などの重曹 	など

*次の要件に該当する場合は軽減税率の対象となる。
①税抜価格が1万円以下
②食品の価額に占める割合が全体の3分の2以上

も用途によって適用の有無が分かれる場合がある。たとえば氷の場合は、かき水や飲料の中に入っている氷であれば対象となるが、ドライアイスや保冷用の氷などは対象とならない。また、重曹も食用であ

Plus 1
軽減税率の対象となる「飲食料品の提供」とは

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品の提供」と「週2回以上発行で定期購読される

新聞」だ。ここでいう飲食料品とは、一般に人が飲食するものはおおむね含まれるが、酒類に当たる場合、医薬品に当たる場合は除外される。ま

まず、酒類とは酒税法に規定する「アルコール分1度以上の飲料」を

10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、あわせて飲食料品等に対する軽減税率(8%)が適用されています。ただ、同じ飲食料品であっても場合によって税率が異なるなど、わかりにくいと思っ

知って
おきたい!
軽減税率

知識PLUS

指すもので、アルコール分が1度以上あるみりんや料理酒などは軽減税率の対象外。逆に、1度未満の甘酒やノンアルコールビール、みりん風調味料などは対象となる。このほか、ウイスキーボンボンなどの酒類を原料とした菓子や洋酒を使用したケーキなども、酒税法で規定される「飲料」ではないので対象だ。

栄養ドリンクなどは、「医薬品」や「医薬部外品」等に該当するか否かが分岐点。容器等を確認し、特定保健用食品(トクホ)や清涼飲料水とあれば軽減税率の対象となる。サプリメントや健康食品なども同様だ。

Plus 2

「外食」に該当するか否かは購入時の意思表示がポイント

軽減税率が適用されない「外食」の判定もまぎらわしい場合がある。外食とは、①テーブル、いす、カウンターその他の飲食に用いられる設備(飲食設備)がある場所で、②飲食料

品を飲食させるサービ

スを提供すること―この2つの要件を満

たす場合が該当する。したがって、

レストランや喫茶店等であっても、

飲食設備で飲食させるサービ

スの提供に当たらず、軽減税率の

対象とならない。一方で、コンビニ

エンスストアやスーパーマーケットで

購入した飲

外食等の該当・非該当例(国税庁Q&Aに基づき作成)

外食等に当たらず(軽減税率適用)	外食等に当たる(標準税率適用)
<ul style="list-style-type: none"> ●そばの出前、ピザの宅配など ●弁当の配食サービス ●屋台でおでんを購入し、公園で食べる、または持ち帰る ●遊園地内の売店でかき氷を買って食べ歩きする ●ファストフード店のテイクアウト ●ホテル客室の冷蔵庫内の飲料 ●列車内の移動ワゴン等で購入した弁当を座席等で食べる <small>*座席等で飲食メニューから注文して食事する、事前予約をして座席等で食事するケースを除く</small> ●映画館の売店でポップコーンとお茶を購入し、映画鑑賞しながら飲食する <small>(上記の*に該当する場合を除く)</small> ●学校給食 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケータリング、出張料理 ●料理代行サービス ●屋台でおでんを購入し、屋台のカウンター等で食べる ●遊園地内の売店でかき氷を買って売店の管理が及ぶいすに座って食べる ●ファストフード店で店内飲食 ●ホテルのルームサービス ●列車内の食堂車両で食事する ●飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る ●ラーメン屋で提供するペットボトル飲料を購入し、食事しながら飲む ●バーベキュー施設から肉などの食材を購入して行うバーベキュー ●社員食堂で食事する ●学生食堂で食事する

食料品を店内のイートイン設備などで飲食する場合は、2つの要件に該当し、外食になる。
こうした判定は、前述のとおり購入時点で行われるので、その時の意思表示によって、軽減税率が適用されるのか、標準税率が適用されるかが決まる。たとえばファストフード店で、店内で食べると思意思表示して

ハンバーガーセットを購入し、ドリンクを飲まずに持ち帰ったとしても、外食扱いになるのは変わらず、軽減税率は適用されない。この場合、ハンバーガーとポテト、ドリンクをそれぞれ単品で購入し、ドリンクだけは持ち帰ると意思表示して購入すれば、ドリンクのみ軽減税率が適用されることになる。

以下、個別事例ごとに外食の該当例・非該当例を上図で整理する。このうちケータリングや出張料理、料理代行サービスなどの「相手方が指定した場所において行う加熱調理または給仕等のサービスを伴う飲食料品の提供」は、外食の要件には合致しないが、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の提供」にも含まれないため、対象外となる。

有料老人ホームの食事は軽減税率が適用される場合も

Plus3

最後に介護現場に関するサービスを見ていこう。介護保険サービスは、基本的にはサービスだけでなく関連する費用も含めて非課税*1だ。したがって、訪問介護における調理などの生活援助はもちろん、介護保険施設やデイサービス等で利用者に提供される食事にも課税されない。ただし、利用者の選択により、特別なメニューの食事の提供を受ける場合の特別料金は課税対象。軽減税率の適用対象にもならない。これは病院に入院する患者の場合も同様だ。

まぎらわしいのは、有料老人ホームの場合。まず、介護保険の特定施設*2の指定を受けている有料老人ホームは、提供される食事も含めて基本的には非課税となる。一方で、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム(住宅型)や、サービス付き高齢者向け住宅において設置者または運営者が提供する食事は、消費税の課税対象だ。ただし、提供価格などの一定の要件を満たしていれば、軽減税率の適用対象となる。なお、設置者等以外の事業者が食事を提供した場合は、外食扱いとなり、軽減税率は適用されない(下図参照)。

有料老人ホームに提供される食事

有料老人ホーム等の種類	食事の提供と消費税の取扱い
特定施設入居者生活介護等の指定を受けている有料老人ホーム	非課税(特別食の場合は標準税率が適用)
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(設置者・運営者が提供)	下記の①及び②の入居者1人に対し1食640円以下、1日累計1,920円まで軽減税率が適用される ①60歳以上の者または要介護認定を受けている60歳未満の者 ②①と同居している配偶者
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(設置者・運営者以外が提供)	標準税率が適用

このほか、利用者宅にお弁当を届ける配食サービスなど、介護保険外のサービスは課税対象となる。ただ、配食サービスは外食に該当しないので、軽減税率が適用される。
*1 福祉用具貸与・販売と住宅改修の費用に関しては、非課税とされる居室サービスの範囲から除外されており、標準税率が適用されている。
*2 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、または地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

住宅改修事例

たった3ミリの段差が
屋内を移動する際の大きな障壁に

今号では、マンションにお住まいのパーキンソン病の女性Aさんの事例をご紹介します。施工上、3ミリの床段差は許容範囲とされますが、それが身体状況によっては、移動を困難にしていることもあります。

●キャスター付いすでの移動

Aさんは会社を経営し、外出することも多く、一見すると大きなご病気を抱えているとは思えません。しかし、一日数回、服用している薬の効果なくなる頃には、室内歩行もままならない状態になります。そのため、歩行が困難な際にはキャスター付きのいすを使って移動されていました。

●バリアフリーに改修済みなのに

数年前に大手リフォーム会社で改修し、全て引戸になり、大きな段差もなく、手すりも取り付けています。しかし、キャスター付のいすで移動する際に、引戸の下枠にいすのキャスターが引っかかり、動かなく

なるので、なんとかしてもらえないだろうかというご相談でした。

設置されている引戸は、戸の下に戸車を取り付けてあるタイプの引戸で、建材メーカーの既成品です。一般的に居室の入口の床には、居室内外の床材の違いや施工の都合などにより、見切り材や下枠を入れることがあるのですが、3ミリの床段差は許容範囲内とされています。

今回問題となっている場所も、3ミリの段差だったのですが、小さなキャスターが付いたいすを利用して移動をされているAさんにとっては大きな障壁になっていました。

●身体状況の変化により

3ミリの段差に対応できなくなった

工事は、既存の下枠を取り除き、周りのフローリング材と同じ高さになるように新たに木材を入れました。また、3ミリと言えども開口高さが変わるため、引戸本体も変えています。なお、床にレールがあるとレールの厚み分の段差が生じるため、上

設計・施工のポイント

～床面を完全にフラットに！

- ▶既存の下枠を取り除き、周りのフローリング材と同じ高さになるように新たに木材を入れた。
- ▶開口高さが変わるため、引戸本体も変えた。
- ▶レールの厚み分の段差ができないよう、上吊り引戸にした。

吊り引戸にして、床には全く段差がないようにしました。

Aさんには、実際にいすに座って段差を感じることもなく移動できた際は、とても喜んでいただけました。

以前のリフォームの際には、これで今後は安全に安心して暮らせると考えていたのですが、時間の経過と共に身体状況が変化して、対応できなくなることに驚いていました。

身の周りの住環境で気になるところがあれば、リフォームにより快適に生活できるよう、改善してはいかがでしょうか。

DATA

建物概要

鉄筋コンクリート造マンション 築35年 持ち家

対象者

70歳代、女性、独居

身体状況

パーキンソン症をH22年に発症。要介護認定を受けている。服薬しており、薬が効いている時間は不自由なく生活できるが、薬が効いている時間が徐々に短くなっており、その際は歩行が困難になるため、キャスター付のいすを使い移動している。

ADL

薬が効いている時間は、排泄、入浴は自立できている。調理、買物もご自身で行っている。週2回、清掃のためヘルパーサービスを受けている。また、リハビリのため週2回訪問看護サービスも受けている。

〔事例提供〕

株式会社高齢者住環境研究所
取締役・営業所長
稲垣 保さん

改修前

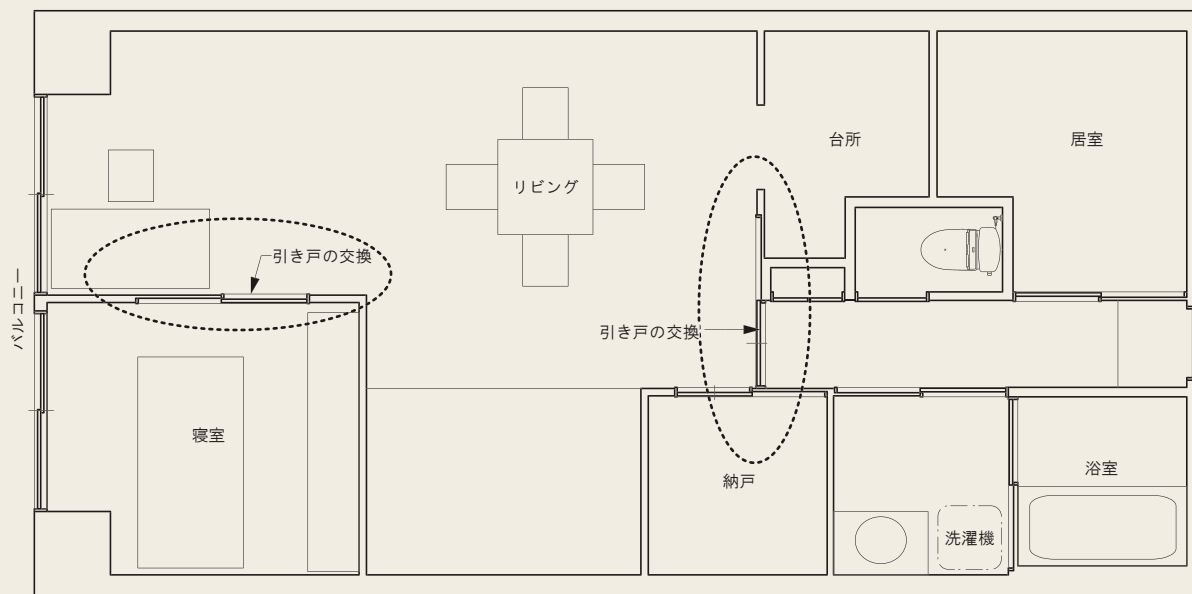


改修後



改修後図面

DATA



令和元年度 第2回 ブロック長会議開催（東京）

9月25日、ブロック長、副ブロック長など36名が参集した。

冒頭で岩元理事長は、「本会の取り組みである『福祉用具専門相談員更新研修』が全国で始まり、その動向は国も注目しています。この時代の変わり目に、より一層ブロック活動を強化していきましよう」と挨拶。

◆活動報告／情報交換

更新研修（ふくせん認定）

三重県ブロック：受講者の増加と、本会の活動内容周知の効果をねらい、令和元年度中に2回開催。
島根県ブロック：更新研修のほか、

リフトリーダー研修などを開催。県内の指定講習の教育機関と協力して企画・運営している。

会員増強

東京都ブロック：副ブロック長とともに積極的に働きかけを行った。また、会員・非会員とも興味をもってもらえるような様々な研修を企画し充実させた。（非会員の招待参加から、加入につながった例も）。

FJC関連／その他

FJC会員関連のスキルアップセミナー、タウンミーティングを行っており、継続する意向が確認できた教育機関等のリストを報告（事務局）。

◎各地域で積極的に活動していた人や団体へのアプローチが有効な

のではないかと（本会山下副理事長）。その他、作業療法士協会と連携したグループワーク（京都）や、国会議員などの福祉用具見学会（兵庫）、短期大学からの講義依頼（山形）など、各県ブロックでの活動状況などの情報が寄せられた。

◆新任ブロック長紹介

秋田県：阿部翔氏（株式会社かんきょう）

茨城県：江幡卓司氏（株式会社ロングライフ）

富山県：上野藍子氏（株式会社イリス）

和歌山県：濱岡努氏（株式会社大黒ヘルスケアサービス）

福岡県：稲留博之氏（株式会社エミング）

賛助会員の皆様、 いつもありがとうございます

株式会社モルテン
株式会社ケーブ
ラックヘルスケア株式会社
シーホネンス株式会社
株式会社松永製作所
公益財団法人テクノエイド協会
株式会社カワムラサイクル
株式会社幸和製作所
アロン化成株式会社
パナソニックエイジフリー株式会社
株式会社社会保険研究所
株式会社ミキ
パラマウントベッド株式会社
日進医療器株式会社
株式会社ランダルコーポレーション
株式会社タイカ
KDDI株式会社
株式会社島製作所
株式会社豊通オールライフ
株式会社ウェルファン
株式会社イーストアイ
株式会社星光医療器製作所
徳武産業株式会社
矢崎化工株式会社
株式会社ウィズ
パラマウントケアサービス株式会社
中央法規出版株式会社
株式会社シコク
株式会社スマート
株式会社タマツ
RT.ワークス株式会社
小宮山印刷株式会社
株式会社プラッツ
シンエイテクノ株式会社
積水ホームテクノ株式会社
ビズネット株式会社
株式会社ニシケン
東京商工会議所
株式会社モリトー

※令和元年10月1日現在。入会順に掲載しています。

ふくせんレポート 2号

発行所 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073
東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404
TEL：03-5418-7700 FAX：03-5418-2111
URL：http://www.zfssk.com/

発行日 2019年12月5日

編集協力 株式会社 東京コア、株式会社 社会保険研究所

